
人種差別撤廃委員会(CERD)

提出 NGO 追加レポート

CERD 第 85 会期における第 7-9 回日本政府報告書の審査に向けて

永住資格の外国人にも付与されていない生活保護に対する権利（国籍条項）
及び

人種差別撤廃条約第 4 条 a 項 b 項に関するヘイト・スピーチ報告への追加情報

警察によるレイシスト側の保護及びカウンターへの規制について

提出 人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）
反差別国際運動（IMADR）

2014 年 7 月 24 日

永住資格の外国人にも付与されていない生活保護に対する権利（国籍条項）

「永住者」の在留資格をもつ在日中国人女性が生活保護申請を行ったところ認められなかったため不服申立をした。ところが不服申立を審査する自治体は、外国人には生活保護が権利として認められていないとして不服申立を受け付けなかった。そのため、その中国人女性は、行政庁の通達によって生活保護を外国人にも準用されるとされてきたのであるから、外国人にも権利として適用されるものだと処分取り消しを求める訴訟を起こした。

2014年7月18日、この訴訟の最高裁判所による判決が出た。最高裁は女性の訴えを認めた福岡高裁判決を破棄し、「生活保護法はその適用対象を『国民』と定め、外国人はこれに含まれない」「法令上外国人に適用または準用される根拠は見当たらない」「行政措置としてなされているに過ぎない」との要旨で訴えを退けたのである。

国際人権規約(1979年)、難民条約(1982年)の締結まで、公営住宅、公団住宅への入居や子どもの養育に関する手当、国民年金保険への加入などは「国籍条項」があり、外国人へは権利として認められてこなかった。これら条約への加入に伴う国内法整備として日本政府は内外人平等のための法改定を行った。

ところが生活保護法について政府は1981年の第94回国会で「行政措置、予算上内国民と同様の待遇をいたしてきておる」「生活保護で行っております実質の行政は、やはり一方的給付でございまして、必ずしもそういう法律を要しない」「難民条約で、難民の方に対しましても日本国民と同じ待遇を与えるようにと書いてあるわけですが、それはその形がどうであれ、実質が同じ取り扱いをしておれば差し支えないという解釈」(衆議院外交・法務・社会労働委員会連合審査会、1981年5月27日)という説明をして法改定を行わなかった。

今回出された最高裁判決は、法改定をしていないので外国人には生活保護を権利としては認めないとした。最後のセイフティネットと呼ばれる最低限の生活保障である生活保護法の国籍による厳然たる差別は早急に是正されなければならない。

警察によるレイシスト側の保護及びカウンターへの規制について

2014 年 7 月 24 日
人種差別撤廃 NGO ネットワーク

<問題点>

人種差別禁止法もヘイト・クライム、ヘイト・スピーチ規制法もない日本において、差別デモ・差別街宣は「表現の自由」として保護され、道路使用は許可され、デモ参加者の数倍の警官が警備に出てデモ隊の横について守っている。また、警察は、差別デモ・差別街宣等を行うレイシストたちに対しては、現行の脅迫罪、威力業務妨害罪、暴行罪等の刑罰法規にあたる場合にも、逮捕に極めて消極的である。

他方、カウンター側に対しては、「表現の自由」に対する妨害者として現場で厳しく規制し、また、レイシストたちが警察に出す被害届を活用して微罪でも逮捕、搜索、起訴するなどして、取り締まってきた。

直近の 2014 年 4 月以降、大阪府警を中心として、カウンター側の大量不当逮捕が行われ、弾圧が一気に強まっている。それにより、レイシスト団体も悪いが、カウンター側も反社会的な暴力集団ではないかとの「どっちもどっち」との懐疑的な社会的風潮を強め、また、カウンター活動等により思うようには活動ができないようになっていたレイシスト団体を鼓舞している。

在日朝鮮人等の不特定多数の集団に対する差別デモ・差別街宣を規制する法律がなく、かつ、国が現行法も活用することなしにこれらを野放しにしている日本の現状においては、それらを現実に止めるためには現場での抗議行動を行うしかない。そのような国の人種差別撤廃条約違反（第 2 条 1 項 (d) 「締約国は・・・いかなる個人、集団または団体による人種差別を禁止し終了させる」）の怠慢にも関わらず、もっぱらカウンター側を規制し弾圧する警察の行為は、レイシスト団体を増長させ、彼らの人種差別行為に加担している。このような行為は人種差別撤廃条約第 2 条 1 項 (b) の「締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せずまたは支持しない」及び第 2 条 1 項 (d) 違反するものである。

<事例>

(1) カウンターに対する現場での厳しい規制とその強化

カウンターの現場における警察による規制の仕方は地方により異なるが、特に規制の強い大阪での状況を報告する。

最初の大きなカウンター行動が行われた 2013 年 2 月 24 日の大阪鶴橋における差別街宣の際に、警察はすでに歩道において抗議のプラカードをあげないよう規制していた。

同年 4 月 27 日の大阪梅田における差別街宣に対するカウンターに対しては、プラカードを下げさせるだけでなく、ハンドマイクでの抗議はもちろん、肉声による抗議をしても警官により取り囲まれ、現場から離された。「通行人の邪魔になる」との名目で、歩道において立ち止まることも許さなかった。

同年 5 月 26 日大阪千日前の差別デモ・街宣のときには、さらに、中心的なカウンターについては無言でその場にいるだけでも警官に取り囲まれ、隔離された。また、しばしば「今日は逮捕するぞ」などの脅しを行った。

これ以降、現在に至るまで大阪ではこのような抑圧的なカウンターへの規制が行われている。現在、京都、兵庫でもほぼ同様の状況である。

(2) 警察による抗議活動の弾圧の強化

全国での差別デモ、差別街宣が急増した 2013 年において、警察は、デモ・街宣及びそれに対するカウンター活動に関連して、レイシスト側を 5 名、カウンター側を 7 名逮捕した。

2014 年 1 月以降現在までのデモ・街宣に関連しての逮捕・勾留・起訴事案は下記のとおりであり、レイシスト側の逮捕は 2 名であるのに対し、カウンター側は合計 12 人である。

(a) 1 月東京でのカウンター側 1 名逮捕

1 月 18 日、差別デモに抗議したカウンターの大学生を、自転車で主催者の 1 人に衝突し負傷させた疑いで現行犯逮捕。その後、不起訴となった。

(b) 4 月大阪でのカウンター側 1 名逮捕

4 月 15 日、大阪府警は、大阪のカウンター団体元代表の在日朝鮮人を生活保護不正受給を理由として詐欺容疑で逮捕し、その後三か月近く勾留した。また、同年 6 月 4 日、ツイッターによるレイシスト団体の構成員へ脅迫の疑いで逮捕した。詐欺事件はすでに起訴され、裁判中である。

生活保護の不正受給については事実ではあるが、すでに 2011 年に役所からの指導がはいる、翌年には支給が停止し、かつ、すでに全額返還済みにも関わらず逮捕している。不正受給事案は刑事事件とならないものがほとんどであり、特に全額返還した場合には逮捕・起訴されることは極めてまれである。さらに本件逮捕前の任意の取り調べにおいて聞かれたのは圧倒的にカウンター活動についてであった。また、被疑事実とカウンター団体元代表であることは全く関連性がないが、大阪府警はあえてそのような個人情報を報道機関に流し、テレビ・新聞などで「カウンター団体元代表」との肩書き付きで大々的に報道された。さらに、在特会¹は、「在日朝鮮人は生活保護を無審査で日本人より容易に受けられる特権がある」との虚偽の宣伝しており、生活保護の不正受給を理由とした逮捕は、在特会を利するものであった。以上より、本件は、実質的にはカウンター活動を害するための逮捕であり、在特会に加担したものであったと言える。

さらに脅迫罪の件は、相手は提出済みのレポートで報告した京都朝鮮学校襲撃事件の犯人の 1 人であり²、かつ、水平社博物館差別街宣の加害者であり³、さらに、2013 年 2 月に在日朝鮮人の集住地区である大阪・鶴橋で朝鮮人を大虐殺するなどの差別街宣を行った、在特会の元副会長である。彼が再び鶴橋で差別街宣をやろうとしたことに対しての、マイノリティ当事者としての当然の抗議の叫びを「脅迫罪」容疑として逮捕したものである。

ツイッター上には、抗議行動を行う人たち、とりわけ彼自身を含む在日朝鮮人に対して毎日多数の差別的な脅迫、侮蔑、攻撃が行われているが、それらに対する逮捕・起訴はほとんど全く行われていないことと比べれば、極めて恣意的な現行法の濫用といえる。

レイシスト団体は、彼の逮捕・起訴を大々的に宣伝し、カウンターへの攻撃に利用している。

(c) 5 月川崎でレイシスト側 1 名逮捕

5 月 21 日、川崎での排外主義デモの後、川崎駅で、カウンター側のビラを読んでいた一般の通行客に模造刀で切りつけたレイシストグループの一員が傷害罪で逮捕、起訴され、有罪となった。

(d) 5 月西川口でレイシスト側 1 名、カウンター側 1 名逮捕

5 月 25 日、中国人居住者が多い西川口においてレイシスト団体が差別デモを行い、最寄りの駅構内

¹人種差別撤廃 NGO ネットワークの 4 条 a 項 b 項に関するヘイト・スピーチ報告書参照。

² 刑事裁判で威力業務妨害罪等で懲役 1 年半が確定、執行猶予中である。

³ 民事裁判で 150 万円の損害賠償義務が確定した。

でトラブルとなり傷害容疑で1名ずつが逮捕された。その後、不起訴となった。

(e) 7月東京で1名逮捕

7月6日、東京の早稲田でレイシストのデモに対する抗議活動の中で、カウンター側の学生が持っていたメガホンが、レイシストのメガホンにぶつかったとレイシスト側が主張したことを理由として、学生が現行犯逮捕され、現時点（7月22日）で未だ勾留中である。

(f) 7月大阪府警による全国での8名逮捕

7月16日、大阪府警は、カウンターの中心の1つとなってきた「男組」というグループの代表、副代表を含む8人を暴力行為等処罰に関する法律違反容疑で逮捕した⁴。

現時点で3名が釈放されたが、5名が勾留され続けている。被疑事実は、2013年10月に大阪でレイシスト団体の一人を数人で取り囲んで非難し、メガネをはずし、差別デモに参加しないよう迫ったというものである。しかし、その現場に警察官がおり、かつ、そのときの様子を「男組」は撮影してウェブサイトに載せている。にもかかわらず、警察は、今年5月にレイシスト団体からの被害届を受理し、事件から9か月も経った今年7月に、突如、任意の事情聴取もなしに逮捕した。そして、大阪府警は、現行法にあたるかどうか微妙な軽微なこのような事案にも関わらず、被逮捕者らの居宅など関東地区、中部地区など全国10か所に100人もの警官を派遣して捜索を行った。また、逮捕の現場に報道機関を呼び、逮捕場面や被疑事実とされる当時の映像をテレビで大々的に放映させた。

なかでも代表、副代表については、2013年11月にレイシスト団体の一人とのもみ合いとなった件について、2014年2月に懲役10か月（執行猶予付き）の判決が確定しているの、仮に逮捕、起訴の対象となりうるとしてもそのときに一括処理しておくべき事案であった。もし本件が起訴されて禁固刑以上の有罪となれば、代表、副代表は執行猶予が取り消され、懲役10か月以上の実刑となりうる。

2014年7月8日、先の京都朝鮮学校襲撃事件について控訴審でもレイシスト団体は控訴を棄却され、完全に敗訴した⁵。その結果、レイシストらは近いうちに、利息も合わせて合計約1500万円を支払わなければならない可能性が極めて高く、追加カンパを呼び掛けるなど財政的に追い詰められていた。また、判決を受けて報道機関が一斉に大きく取り上げて批判したのみならず、7月10日には大阪市長が市における第三者機関の設置等のヘイト・スピーチ対策の具体的な検討を指示したと記者会見で述べ、社会的にも追いつめられていた⁶。

また、7月20日には、大阪の中心街において、カウンターにより大規模な反レイシズム・パレードを開くことが宣言されていた（1500人以上が参加した）。

そのような最中に大阪府警はあえて上記の反レイシズム団体8人を逮捕し、あたかも犯罪者集団のように大々的に報道させた。レイシスト団体は、これで「男組」は終わりだと宣伝し、逮捕により大いに鼓舞されている。

⁴ <http://www.japantimes.co.jp/news/2014/07/16/national/social-issues/activists-held-assault-right-winger/#.U8kHILGuSfl>

⁵ The Asahi Shimbun, 8, July, 2014. http://ajw.asahi.com/article/behind_news/social_affairs/AJ201407080045

⁶ The Kyodo News, 10, July, 2014. <http://www.globalpost.com/dispatch/news/kyodo-news-international/140711/mayor-hashimoto-says-mulling-steps-stamp-out-hate-speech>

< 勧告案 >

- 締約国は、(すでに 2010 年第 13 項で勧告したように、) 人種差別撤廃条約に適合するよう現行法を解釈・執行する義務があることを確認し、人種差別行為に対して現行法規の効果的な活用を確保するよう重ねて勧告する。

- 締約国は、警察が人種差別行為に対する抗議活動を過度に規制、さらに弾圧することにより、人種差別行為に加担しないよう確保するよう勧告する。